第4章 フランスにおける社会保険・労働保険の徴収事務一元化の実態と課題

第1節 社会保障制度の概要

フランスの社会保障制度は、それぞれの社会的リスクをカバーする複雑なモザイク状の制度として社会保険と社会扶助を柱に運営されている。

社会保障法典に基づく法定制度として運営される社会保険は、①疾病保険、②労災保険、②老齢年金、③家族手当がある。フランスの社会保険は、全国的な社会保障制度の整備が進む以前から機能していた職域ごとの互助会組合が、保険制度に組み込まれる形で形成されてきたところに特徴がある。

現在の制度も職域保険を前提に同一の職種・業種で就労する者を被保険者とする制度となっており、その運営は職域ごとに分立している。その中で商工業の被用者を対象とする「一般制度」が全体の約8~9割をカバーしている。ほかに、国家公務員や国家関連企業の職員(国鉄、交通営団など)を対象とした「特別制度」、農業従事者の「農業制度」、商店主・職人・自由業などの独立自営業者の「自営業者制度」で構成される。各制度内にそれぞれの給付機関(金庫)があり、その数は全国金庫の数で約30、州及び県の金庫を入れると数百に上る。

なお、失業保険は社会保障法典上の社会保険には含まれておらず、労使の中央協約に基づく私的仕組みとして運営される制度を国が承認するという形をとっている。

社会保険は、国が直接運営する方式ではなく、公施設法人である中央の保険機関(金庫)との合意に基づく協約締結により進めるという方式を近年とっている。「公施設法人」は、社会保険のような公役務の任務を担うことができる公法上の法人であり、国の監督を受けつつも一定の範囲で行政機能を代行することができる。被保険者等に対する給付サービス業務等の実際を行うのは、私法上の公益法人である地域・地方金庫により運営されている。中央金庫は地域・地方金庫と協約を締結し、統括・監督することにより社会保険業務を運営している。

中央の各金庫(社会保険料の中央徴収機構であるACOSSを含む。)と国との社会保険の運営に関する協約の内容は、給付管理及びサービス、保険料等の徴収に関する目標、利用者サービスの改善に関する目標などを盛りこんだものであり、複数年(通常3年)の契約となる。

「一般制度」に係る社会保険の給付は、リスク分野ごとに組織された給付機関(金庫)によって行われる一方で、社会保険料の徴収は ACOSS/URSSAF に一元化されるという、「徴収と給付の分離」が行われている。他方、「特別制度」、「自営業者制度」及び「農業制度」については原則各保険機関が給付、徴収の双方を行っている。

表 1 社会保険(法定)の運営制度の概要

			被用者		非被用者		
			一般制度	特別制度	独立自営業者制度	農業者制度	
保険料の徴収			ACCOSS/URSSAF	原則各給付機関が徴収			
	疾	病	CNAMTS	制度内の各	RSI(商店主、職人、	農業共済	
給付	労	災	CIVILINITS	金庫による運営。	自由業等を対象。ただし、自由業の年金	(MSA)	
部門	年	金	CNAVTS) 连百。	は独自の制度。)		
	家族手当			CNAF			

第2節 社会保険料等の徴収制度

1「一般制度」における社会保険料の徴収制度

(1) 徴収機関

ア URSSAF

民間被用者を対象とする一般制度の社会保険料徴収機関は、全国101カ所(2007年12月現在)に置かれた社会保障及び家族手当保険料徴収連合(URSSAF: Union de Recouvrement des Cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales)が行っている。URSSAFは公共サービスを担う私法上の法人である。

URSSAF には20名で構成される理事会が設置されている。その内訳は、中央労働団体によって任命される被保険者の代表8名、中央使用者団体によって任命される使用者の代表5名、中央独立自営業者団体によって任命される独立自営業者の代表3名、国が任命する徴収に関する専門家4名となっている。

URSSAF は、徴収した保険料を各地域の保険金庫が遅滞なく給付ができるように迅速に分配することが求められている。なお、URSSAF は保険料に限らず、社会保障財源に充てることを目的とした租税(CSG¹やCRDS²など)の徴収も行っている³。

こうした徴収事務は、URSSAF のほかに、海外県においては4つの社会保障一般金庫 (CGSS: Caisse Générale de Sécurité Sociale) が、また船員については海上家族手当金庫 (CMAF: Caisse Maritime d'Allocations Familiales) がそれぞれ担っている。

¹ CSG = Contribution Sociale Généralisée (一般社会保障拠出金)

² CRDS = Contribution pour le Remboursement de la Dette Sociale (社会保障赤字償還拠出金)

³ URSSAF については保険料徴収の他にも、①社会保険料の減免措置の運営を通じた雇用政策促進への協力、 ②企業の保険料納付をめぐる諸問題の予防と解決、③不法労働の取締り(保険料の徴収漏れを防ぐとともに、 雇用者の権利の尊重と企業間の公正な競争を保証する)、④保険料納付事務手続きの簡素化の促進、⑤政策決 定者への情報提供——の任務を負う。

被用者 事業主 ----- 法定外 -----社会保険料 一般社会保障拠出金 失業保険料 商工業雇用協会 URSSAF (ASSEDIC) 全国商工業雇用連合 ACOSS (UNEDIC) 年金 医療 • 労災 家族手当 CNAVTS CNAMTS **CNAF**

図 1 社会保険料(一般制度)及び失業保険料等の徴収の流れ

イ ACOSS

全国の URSSAF のネットワークを統括する機関として社会保障機構中央機関(ACOSS:Agence Centrale des Organismes de Sécurité Sociale)がある。ACOSSは国の監督下に置かれる行政機関としての機能を有する公法人であり1967年に創設された。ACOSSは各給付に係る全国金庫と同様に、その運営・目標に関して国と複数年次の協約を締結し、その枠内でURSSAFのネットワークを主導する。具体的には、一般制度全体の財源・財政の集権的かつ共同の管理を保証するとともに、各保険分野の財政管理を行う⁴。また、ACOSSは社会保障制度の収入・支出に関する予測を行い、社会保障財政法の策定において重要な役割を果たしている。社会保険の収支に関し、給付増のため支出が収入を上回る場合には、ACOSSは預金供託金庫(CDC)に社会保障財政法に規定された上限額(現在185億ユーロ)の範囲で借入れをすることができる。

ACOSSには、運営理事会と監視委員会の二つの重要な機関が置かれている。運営理事会はACOSSの任務の実施に関するあらゆる決定を行う(予算の決定、年次会計の監査など)とともに、保険料徴収と不法労働取締りに関する諸政策を決定する。同理事会は30人の理事によって構成され、その内訳は中央労働団体によって任命される被保険者の代表13名、中央

⁴ 地域特性(年齢構成の違いなど)により地方の個々の金庫の収支は大きく違うため、金庫ごとに収支バランスする必要はない。企業等から納付された保険料はACOSSのコンピュータシステムにより保険ごとの仕分けが行われる。また、各保険金庫は毎日のように給付を行っているため、ACOSS は全国の金庫の資金状況を把握しながら、給付の原資が枯渇しないよう、迅速に資金を振り込んでいる。

使用者団体によって任命される使用者の代表10名、中央独立自営業者団体によって任命される独立自営業者の代表3名、国によって任命される保険料徴収分野の専門家4名である。そのほか、議決権をもたないメンバーとして、ACOSS 職員の代表3名が加わる。なお、理事長職は国が任命することとなっており、通常国家公務員が任命される。一方、監督理事会は国とACOSSとの間で締結される複数年次協約の実現過程をサーベイランスすることを主な目的とする。これには、運営理事会の議長とACOSSの代表者のほか、国会議員、地方自治体の代表、年金受給者・高齢者の代表、専門家などが加わる。

ウ 人員・予算

2007年12月現在、ACOSSの職員数は500人、URSSAFの職員数は14,440人となっている。URSSAFでは、業務の共通化や専門化等に伴う統廃合が進んでいる。従来1県に複数のURSSAFが存在したが、現在は原則1県1URSSAF体制となっている。URSSAF職員の職種は、徴収業務のほか、調整、研究調査、統計、会計、法務、情報処理などの業務がある。不法就労対策が重要な業務の柱の一つであり、不法就労を取り締まる検査官が全体の1割を占めている。

保険料徴収事務に従事する職員の研修・養成機関が2つある。ひとつは国立徴収事務養成研究所(INFR: Institut National de Formation du Recouvrement)で、徴収事務の初期教育及び継続訓練に当たっている。もうひとつは国立高等社会保障学校(EN3S: Ecole Nationale Supérieure de Sécurité Sociale)で、社会保障機関の幹部候補生を育成するとともに、現在の幹部の研修も行っている。

保険料徴収事務にかかる費用は、2005年の場合は約10億800万ユーロで、徴収された保険料等総額の0.34%に相当する。費用の大半を占めるのは人件費で、全体の約74%に当たる8億600万ユーロに上る。

工 保険料徴収額

ACOSS/URSSAF は、約610万口の保険料納付口座を管理している(2005年現在)。そのうち、企業・行政・地方自治体等の法人口座が約380万である。

2005年の社会保障保険料徴収の総額は3,061億ユーロに上り、これから社会保障債務償還金庫(CADES: Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale)による償還分66億ユーロを差し引いた実質的な徴収額は2995億ユーロとなる。

保険料徴収の内訳を見ると、勤労所得に対する社会保険料・賦課金(CSG等)によるものが2193億ユーロと全体の72%を占めている。この他には、賃金に代わる諸手当に対する社会保険料・賦課金が82億ユーロ(全体の3%)、不動産や配当収入などに対するCSGが72億ユーロ(同2%)、その他の租税が58億ユーロ(同2%)などとなっている。また、雇用促進政策の一環として実施されている社会保険料減免措置に伴う国庫からの補填分は169億ユ

ーロと、保険料徴収全体の6%を占めている⁵。

才 徴収率

社会保険料の徴収率は年々高まっており、2001年の徴収率98.9%から2005年の99.2%と高水準で推移している。とりわけ従業員10人以上の企業については、保険料の徴収漏れは99.6%に達する。一方、独立自営業者については徴収率95.3%と若干下回っているが、近年徐々に改善傾向にある。

カ 根拠法令

フランスにおける社会保険料徴収に関しては、社会保障法 (Code de la Sécurité Sociale) にその定めがある。

		社会保障法
0	社会保障および家族手当保険料徴収連合(URSSAF)の任務に	L. 213-1 条
	ついて	
0	社会保障機構中央機関 (ACOSS) の任務について	L. 225-1 条
0	社会保障機構中央機関と社会保障諸金庫との協力について	L. 225-4 条
0	社会保障機構中央機関 (ACOSS) の予算について	L. 225-6 条
0	社会保障制度(一般制度の疾病保険6)の財政について	L. 241-1 条
0	社会保険料の納付義務(被保険者)について	L. 241-7 条
0	社会保険料の納付義務(使用者)について	L. 241-8 条
0	社会保険料の算出基準について	L. 242-1 条
0	社会保険料の決定について	L. 242-12 条
0	社会保険料の徴収について	L. 243-1 条
0	社会保険の適用について	L. 311-2 条、311-3 条

(2) 保険料の種類及び料率

ア 適用

年齢、年金受給の有無、国籍を問わず、被用者はすべて一般制度の適用を受ける。また、 家内労働者やホテル、レストラン従業員、セールスマン、販売代理人、外交員のほか、被用

^{5 2005}年に国は総額190億ユーロの補填義務が発生しているが、一部未納のままである。

⁶ 老齢保険、労災保険、家族手当の財政に関する基本規定は、それぞれ社会保障法 L. 241-3条、L. 241-5条、L. 241-6条に述べられている。

者ではない会社代表、協同組合の組合長・理事長など Css. 311-3 条の規定に網羅された者は 一般制度の適用を受ける。

イ 保険料の種類

社会保険料の内訳は、医療保険料、老齢年金保険料、労災保険料及び家族手当保険料となる。これらの保険料率はデクレ(政令)により定められる(Css. L242-12)。労災保険料については政府が業種、企業規模別に基本保険料を設定し、過去の労災発生状況から保険料率を増減させるメリットシステムが適用されており、地方疾病金庫(CRAM)が個々の企業の労災保険料率を決定している⁷ (Css. L242-5)。

保険料は、賃金全体について課される保険料と、賃金のうち一定の額(社会保障賦課上限⁸)を超えない分について課される保険料とがある。社会保険料には使用者が負担する分と雇用者が負担する分とがある。

さらに、各保険料のほかに、賃金労働にともなう報酬は一般社会保障拠出金(CSG^9)と社会保障赤字償還拠出金(CRDS)という二種の社会保障税の課税対象となる。両拠出金は就労による収入あるいはそれに代わる収入(remplacement)全体の97%について課され、URSSAFが徴収している 10 。

URSSAFによって徴収される 2007 年の社会保障一般制度の社会保険料(労災保険料を除く)及び社会保障供出金等の料率・税率は以下のとおりである。

[賃金全体について課される保険料率](%)

	使用者負担	被用者負担	<u> </u>
医療保険	13. 10	0.75	13. 85
家族手当	5. 40		5. 40
年金	1.60	0.10	1.70
計	20. 10	0.85	20. 95

-

⁷ CRAM が決定した労災保険料率は当該企業と URSSAF に同時に通報される。

⁸ 社会保障賦課上限は、社会保障法の定めに従って、毎年、賃金水準の変動に応じて設定される。 2007年1月1日以降の社会保障賦課上限は以下の表に示す通りである。給与支払の期間ごとに額が定められ ている。

⁹ CSG は、①社会保障保険料ではなく、社会保障財源のための一種の目的税である、②収入の大半について源泉徴収され、その際、収入の性質は問われない、③税率は、収入の種類や納税者の状況によって異なる、 ④CSG による税収は社会保障の支出(家族手当、老齢保険基礎制度の非拠出型給付、疾病保険支出の一部)の一部に充当される。

¹⁰ 被用者給与に係る CSG の徴収を税務署ではなく、URSSAF が徴収することについては、CSG の創設時その位置づけがあいまいであった(税か否か)ため、給与からの源泉徴収を行っていた URSSAF がこれも同様に徴収することになった経緯がある。

「賃金のうち社会保障賦課上限を超えない分について課される保険料率」(%)

	使用者負担	被用者負担	計
年金	8.30	6.65	14. 95
FNAL	0.10	_	0.10
計	8. 40	6. 65	15. 05

「社会保障拠出金率」(%)

一般社会保障拠出金 (CSG)	7. 50
社会保障赤字償還拠出金 (CRDS)	0. 50

(参考) [2007年の社会保障賦課上限] (ユーロ)

年	四半期	月	半月	週	目	時間
32, 184	8, 046	2, 682	1, 341	619	148	20

ウ納付義務

社会保険料納付に関する法定義務は、負担義務と納付義務に分かれる。被用者は賃金から保険料額を源泉徴収されることで納付義務を履行し(Css. L. 243-1)、使用者は被用者の賃金に係る使用者保険料の負担義務を負うとともに、労使双方の保険料の納付義務を負う(Css. L. 243-6)。したがって、徴収機関URSSAFからの保険料はもちろん、未納・延滞保険料の請求及び処分は使用者に対し行われる。

(3) 保険料徴収の実際

ア 納付方法等

いかなる雇用であっても、使用者は雇用に先立ち、事業所の住所を所轄するURSSAFに対し事前申告しなければならない。申告を受けたURSSAFは当該情報を関係するすべての社会保険機関に伝達する。また、使用者は採用後に賃金支払い額を申告する義務があり、かつ、申告した賃金額を支払う義務がある。

保険料納付は、企業規模により毎月ごとか四半期ごとの納付となる。従業員10人以上企業は原則毎月納付となり、このうち50人未満企業は当該月の保険料を翌月15日までに納付しなければならない。50人以上企業は翌月5日までに納付¹¹しなければならない。従業員10人未満企業の場合は、1月~3月の第1四半期分を4月15日まで、第2四半期以降の保険料については同様に各四半期末の翌月15日までに納付しなければならない。(なお、従業員10人未満企業が毎月納付することは可能である。)国内に複数の事業所等を持つ大企業は

¹¹ 大企業 (納付額が大きい) の納付スケジュールが早い理由は、保険給付のうち家族手当が毎月5日に、年金が毎月8日に振り込まれるため、その原資に充てるため各保険金庫口座に送金できるようにするためである。

ACOSS の許可を受けた上で単一の URSSAF に納付先を絞ることができる 12 。

使用者が保険料を URSSAF へ納付する際は、BRC (Bordereau Récapitulatif des Cotisations:保険料支払いまとめ帳票)という保険料総額を記した書類を添付しなければならない。このとき、BRC に記載されるのは個々の従業員の保険料額ではなく、従業員総額となる。個々の従業員に係る保険料額は翌年1月末日までに提出される DADS (Déclaration Annuelle de Données Sociales:社会保険年間申告)に記載されるので、URSSAFはBRCとDADS のデータの突合せ 13 によりチェックを行うことができる。

なお、使用者は当該期間に従業員に係る保険料納付義務が発生していない場合であっても、 URSSAF あてに<納付義務なし>と記した文書を提出しなければならない。

(個人雇用主等の場合)

個人雇用主がメイドなどを雇入れる場合や、興行等で芸術家や技術者を一時的に雇入れる場合も、本来は上述の手続きが必要となるが個人や興行等の主催者が行うには煩雑な作業となるため(一そのために正規手続きを踏まない不法就労が少なくない)、納付事務を簡素化する雇用小切手サービス(Chèque Emploi Service)が利用されている。このサービスを利用すると、賃金又は報酬の支払いと併せて社会保険料の納付手続きも終了するため、社会保険料に関する諸届出の必要が生じない。

イ 未納・滞納保険料の徴収業務

使用者が保険料支払い期日までに納付をせず、必要な書類(BRCなど)を提出しない場合は、URSSAFは当該使用者に対し暫定的な保険料納付見積額を決定し、納付命令書が当該使用者に通達される。(なお、正式な納付額は支払い賃金に基づき計算された実際の保険料額が確認された後に訂正されることになる。)

納付の遅れや申告漏れに対してはすべて、延滞料金(負債の利子)及び罰金が課される。 滞納保険料に対する延滞割増は、滞納3カ月までは10%、これを超える3カ月ごとに2%ず つ加算される。必要書類を提出しない場合の罰金は従業員規模により異なる。長期に滞納す る企業に対しては、URSSAFは商事裁判所(Tribunal de Commerce)に提訴し最終的に当該 企業を精算させ先取特権により保険料を強制徴収する権限を有する。しかしながら、実際は そこまでの権限を行使することは稀であり、企業は経営悪化等を正当理由に保険料の納付延 期を申請することができるので、こうした措置が活用されることになる。

2004 年7月~2005年6月にかけて約16万4,000件の納付猶予が認められている。猶予を受けた件数のうちおよそ半分(49%)が従業員10人未満の企業であった。

12 2,000人以上企業の場合は国内で指定された8つの URSSAF が専門的に徴収することとなっている。

¹³ DADS は事業主から CNAVTS (全国被用者年金保険金庫) にも送付され、CNAVTS は税務当局に当該情報を伝達する仕組みとなっている。これにより税務署は申告納付される被用者の所得税のチェックが可能となる。

ウ 事業所に対する調査

正当な保険料徴収のために、URSSAFの検査官は社会保険料に関して、事業所に立入り、従業員の給与明細、経理書類、BRC・DADS書類、労働協約書など企業の会計及び資産を含めた社会保険料に関する可能性のあるあらゆる書類の閲覧を要求する権限を有する。さらに、賃金支払いを受けているすべての従業員に対し尋問する権限を有しており、申告された賃金と実際の支払い賃金に違いがないか確認をすることができる。不法就労の調査、取り締まりはURSSAFの業務の重要な柱のひとつであり約1割の資源がこれに充てられている。URSSAFによれば、企業等による不正率は件数、保険料総額ともに2~3%程度発生しているとのことである。2005年に調査の対象となったのは2万7,000社に上り、6万3,000人の従業員の状況が検められた。通常の臨検は実施の2週間前に当該事業所に通告され行われる。

不正の疑いのある企業に対しては、抜き打ち調査が行われる。不正就労が疑われる業種として、土木・建設業、ホテル・飲食業、運送業、ショービジネスなどが重点的に挙げられている。2005年に不正が疑われた事案を対象とする調査は8521件あり、その多くは労働監督局や税務当局、あるいは警察・憲兵などと共同で実施された。この結果、2005年には5,900万ユーロの追徴保険料が発生し、また URSSAF 検査官によって1,435件の違反調書が取られている。

エ 社会保障番号の利用による保険料徴収記録の仕組み

社会保障番号 (NIR: Numéro d'Identification au Répertoire) は一般制度の被保険者管理のための番号として使用されている。社会保障番号は通常子が生まれたとき出生届の提出先である市役所等で同届の受理の際に付番される。

起業した事業家は、起業手続センターあるいは商工会議所、同業者団体等を通じて登録され、INSEE が管理する SIREN(Système d'Identification du Répertoire des Entreprises:企業識別リスト登録番号)が割当てられる。URSSAF は SIREN 番号に基づき企業の保険料納付口座を作る。被用者ごとの保険料納付情報は、企業が URSSAF に提出する DADS に NIR 番号付され、併せて各社会保険給付機関に送達される。つまり保険料納付記録は徴収機関(URSSAF)と同時に各給付機関のデータベースに記録される仕組みとなっており、給付機関は被保険者からの受給申請の際に URSSAF に納付記録の確認(受給資格確認)をする必要はない。

なお、失業保険については法定保険ではないことから NIR 番号は使用されていない。

2 一般制度以外の社会保険料の徴収制度-自営業者を中心に-

(1) RSI の創設

商工業自営業者 (Industriel et Commercant)、手工業職人 (Artisan)、自由職業者 (Profession Libérale) などの独立自営業者の法定社会保険は、同業者ごとの互助会をベー

スに発展してきた経緯を持ち、保険制度が多数分立していたが、近年、制度の簡略化及び統合が進み、2006年に創設された RSI(Régime Social des Indépendants)によりほぼ一元化される形となっている 14 。

年金医療年金医療商工業自営業ORGANICRSI手工業職人CANCAVACANAM自由職業者CNAVPL,
CNBF などCNAVPL,
CNBF など

図2 RSI 創設による自営業者の社会保険制度の統合

独立自営業者の社会保険は、従来医療保険は共通であったが、年金はそれぞれの職種により制度が分立しており、また、家族手当はURSSAFに納付するなどのように保険料納付先がバラバラで煩雑であった。こうした状況を解消するため、2005年12月8日付け省令(オルドナンス)において、自営業者のための社会保険料を一本化することを目的にRSIが設置された 15 。

具体的には、2006年7月1日から、農業以外の非被用者のための医療保険金庫である全国 非被用者医療保険金庫(CANAM)、商工業自営業者と手工業職人のための年金保険金庫(全国 商工業自営業者年金保険金庫(ORGANIC)、全国手工業職人年金保険金庫(CANCAVA))の統合 が行われ漸進的に移行していたが¹⁶、2008年1月1日より自営業者は医療保険、年金保険 (自由職業者除く)、家族手当、CSG などの RSI への一括納付が可能となった。

(2) RSI の概要

ア組織、人員等

RSIは、中央金庫と地方行政区分レジオン(Région)をベースに設置された30の地方金庫により構成される。中央金庫であるRSIは法人格を持つ団体であり、徴収した保険料は公の使途を持つ、行政の代行機関としての位置づけとなる。他の一般制度の社会保険中央金庫と同様にRSIも国と業務運営に関する協約(2007~2011年)を締結している。RSI中央金庫の

¹⁴ 自由業については、現在のところ医療保険のみ RSI に統合されるにとどまる。

¹⁵ RSIが一般制度のURSSAFの徴収業務を行うというより、実際上は納付者にとっての納付窓口が一本化されたとする理解が適切とみられる。引き続き納付後の処理等はURSSAF等と調整し行われる。

^{16 2007}年12月までの家族手当及び CSG の納付先は URSSAF である。

理事長は政令(デクレ)に基づき国が任命する。RSI中央金庫の理事会メンバーは地方金庫の代表者により構成される。職員数5,315人(2007年10月末現在)、そのうち1,074人が中央金庫に配置されている。各地方金庫にも理事会が設置されており、被保険者の選挙により選出される。被保険者は現在400万人以上に上り、その内訳は商工業自営業者172万5,000人、手工業職人141万2,000人、自由職業者34万6,000人となっている。財政規模(2006年)は194億9,300万ユーロ、そのうち医療保険が75億9,400万ユーロ、商工業自営業者の年金が40億2,800万ユーロ、手工業職人の年金が34億8,800万ユーロ、政府関係連帯拠出金等43億8,300万ユーロとなっている。

イ 徴収率

各保険料の納付先が異なっていたため金庫による徴収率の違いがあるが、平均95%となっている。なお、特に徴収率が高いのは手工業職人の年金金庫で約98%である。

ウ保険料

独立自営業者に係る社会保険料は、基本的にその年の課税対象所得をベースに算定されるが、所得が確定していない場合は暫定保険料に基づき納付し、所得が確定した段階で調整される。具体的には各年4月1日及び10月1日に2年前の確定所得を基に半期分の保険料が計算される。また、10月1日には前年の確定所得に基づき前年納付の保険料の調整も行われる。なお、事業開始間もない自営業者の場合(事業開始後2年まで)の保険料計算¹⁷は、1年目の所得を6,622ユーロ(2007年)、2年目の所得を9,932ユーロとみなし計算され、所得が確定した段階で再計算され調整納付となる。

保険料率18は、以下のとおり。

医療保険: 社会保障賦課上限 (Plafond) 19までの稼得所得に対し、0.6%。

同上限から同上限の5倍までの所得に対し、5.9%。

老齢基礎年金: 一般制度の保険料率(労使負担分)と同等の16.65%。ただし、保険料

納付対象は、稼得所得が最低賃金時間額20の200倍から社会保障賦課上

限額までの範囲となる。

エ 保険料の納付方法

2008年1月より保険料納付はRSIに統合されることとなっており、納付方法も従来と異なるが、以下に2007年末までの納付方法と2008年1月以降の納付方法とに分けて記述する。

¹⁷ ここでは医療及び老齢基礎年金の保険料計算について述べている。自営業者が実際負担する保険料はそのほかに義務的補足年金や手工業職人向けの障害保険などがあるが省略する。

¹⁸ 同上。

^{19 2007}年の年間所得の社会保障賦課上限は32,184ユーロ。

^{20 2007}年の最低賃金額(SMIC時間給)は 8.44ユーロであり、同額の 200倍は 1,688ユーロとなる。

2007年末までの納付:原則、半期ごと(四半期ごとも可能)の納付、ただし自動引き落としの場合のみ毎月納付が可能であった。なお、保険料の種類により納付日が異なる。納付方法は小切手や(稀であるが)現金による納付のほか、約6割が自動引き落としを利用している。

2008 年1月からの納付:納付期日が統一され、自動引き落としによる毎月納付が原則となる。なお、例外的に四半期ごとの納付も認められる。

なお、RSI は自動引き落とし率を2011年までに70%とする目標を掲げている。

3 失業保険料の徴収制度

(1) UNEDIC, ASSEDIC

失業保険は、社会保障法典で規定する社会保険に含まれていない。したがって、法定制度ではなく、労使の代表によって定められた中央レベルの団体協約を政府が承認するという協約制度がとられている。失業保険料は使用者と被用者の双方が拠出し、制度の運営は全国商工業雇用協会 (UNEDIC: Union Nationale Interprofessionnelle pour l'Emploi dans l'Industrie et le Commerce) とその地方機関である商工業雇用協会 (ASSEDIC: Association pour l'Emploi dans l'Industrie et le Commerce) によって行われる。なお、失業者の救済は失業保険のほかに、国の予算により賄われる連帯制度がある。連帯制度の対象となるのは失業保険制度が利用できない失業者²¹となる。連帯制度による失業給付もASSEDICが行っている。UNEDIC、ASSEDICともに社団法人法に基づき設立された非営利の民間法人である。

ア UNEDIC の組織・法人の概要等

UNEDIC は、1958年12月31日の労使の中央団体の協定により創設された。全国に30箇所の地方機関 ASSEDIC を擁する。UNEDIC/ASSEDIC の職員数は約1万4,000人。UNEDICの代表は使用者又は被用者の代表から任期2年で交互に選出される。

UNEDICの収支(2005年)は、収入263億7,900万ユーロに対し支出297億300万ユーロで、33億2,400万の赤字となっている。収入のうち失業保険料が257億600万ユーロ(97.4%)、支出のうちの失業給付が262億8,800万ユーロ(同88.5%)となっている。支出うち管理経費は12億8,400万ユーロであり、保険料納付収入に対し5.0%となる。

イ 徴収機関 (ASSEDIC)

州の行政区分に対応する形で全国30箇所に設置されているASSEDICが、失業保険料徴収機関となる。原則として徴収はASSEDICが行うが、パリ地域だけは異なり、同地域では

²¹ 失業給付期間終了後も失業状態にある者など。

ASSEDIC は給付のみを担当し、徴収業務は GARP (Groupement des Assedic de la Région Parisienne: ASSEDIC パリ地方グループ) が行っている。

(2) 失業保険料の徴収

ア 適用対象

適用企業数は約160万、その9割以上は従業員10人未満の企業となっている。被保険者数(被用者)は約1,624万人(2003年3月)。民間部門で雇用されるすべての被用者が対象となる。公務部門については、特別な協約がある場合の有期の契約職員や嘱託などの非公務員が対象となる。

イ 保険料

保険料の対象となる賃金は、社会保険料の算定対象と同様に税及び社会保険料控除前の賃金となる。ただし、失業保険料の算定上限は社会保障賦課上限額の4倍の月額10,728ユーロ(2007年)となっている。

保険料率は、労使交渉によって決められ、状況に応じて変更される。2007年現在の保険料率は、使用者負担が4.0%、被用者負担が2.4%である。

ウ 徴収率

徴収率は98%程度。22

工 納付方法

企業に対して毎月(従業員10人未満企業は四半期ごとに)ASSEDIC から払い込み通知書が送付される。それに基づき、企業は賃金総額を申告し失業保険料を算出する。払い込むべき保険料が発生しない場合にも、企業は<納付なし>と記入してその通知書をASSEDICに送り返さなければならない。なお、払い込み通知書が届かない場合にも、企業は失業保険料を納付する義務がある。その場合は、自由書式により納付額を申告する。

失業保険料の納付は、社会保険料と同様に、従業員10人以上企業は毎月、10人未満企業は四半期ごとに企業の所在地を管轄するASSEDICに納付される。なお、年間の納付額が80ユーロに満たない場合は年一回の納付となる。失業保険料の支払いは、通常、口座自動引き落とし又は小切手による。

オ 滞納に対する罰則

滞納については、社会保険料と同じ10%のペナルティー、年間申告書の未提出について

²² UNEDIC 担当者からの聞き取りに基づく。

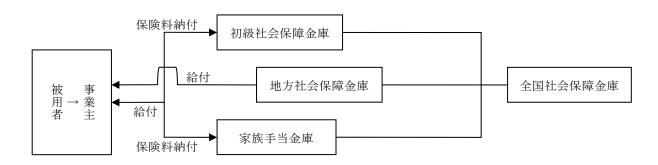
は、従業員1人あたり1月7.50ユーロとなる。

第3節 保険料徴収制度(一般制度)の推移

「一般制度」における社会保険料の徴収は、ACOSS/URRSAF 体制により一元的に徴収が行われているが、1945年の社会保険制度の発足当時からいくつかの変遷を経て現在の制度一徴収と給付の分離ーが確立されている。

まず、一般制度が構築された1945-46年当時は、全国社会保障金庫が家族手当を含め社会保障の各給付に関する業務を担当しており、地方・地域においては実際の給付窓口業務を行う初級社会保障金庫及び家族手当金庫が保険料の徴収を行っていた。

図3 1945-46年:全国的な社会保障制度の創設時(~給付と徴収を一体運営~)



その後、保険料を専ら徴収する機関をつくることが効率的と考えられるようになり、1952年4月14日付けの法律により保険料徴収機関の創設が規定され、1960年5月12日政令においてこれが義務付けられた。こうしたことを背景に図4のように、現在のURSSAFのような統一的な保険料徴収機関を設置している県・地域と、従来どおり給付機関が保険料徴収を行っている県・地域が混在する状況がみられた。

図 4 1950 年代半ばの徴収制度 (~徴収機関の一部導入~)

その後、1967年8月21日のオルドナンス(勅令)に基づく社会保障の大きな改革が行われた。具体的には、全国社会保障金庫が医療保険(労災含む)、老齢年金及び家族手当の3つの給付機関に分割されると同時に、財政均衡の確保を図るためにURSSAFが徴収する保険料を一元的に管理する組織としてACOSSが創設された。これにより、給付部門と徴収部門の分業体制が確立された。

----- 一部の県で導入

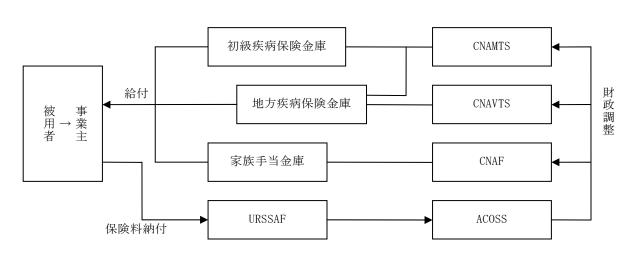


図 5 1967 年以降の徴収制度(~給付と徴収の分離~)

第4節 保険料徴収をめぐる最近の動き

1 職域により分立した制度の統合問題

フランス政府は、社会保障制度の創設にあたって、公務員や自営業者などを含めた全国民

に適用される一律制度の導入を当初企図したが、職域内部における既得権益の保護を理由に いくつかの職業団体からの反対を受けて全職種をカバーする制度の構築ができなかった。そ の結果、商工業部門の被用者のための一般制度をはじめ、公務員、自営業者、農業などの職 域別の制度がモザイク状に共存する状況となった。なお、失業保険については前述のとおり 法定社会保険に含まれていないが、これは社会保障制度の創設当時のフランスでは現在ほど 被用者比率が高くなく、また深刻な失業状況にはなかったこと、また失業状態は一時的なも のでありいずれは元の職種・業種に再就職するものと考えられていたことから、失業保険を 導入するというインセンティブがなかったとされる²³。

こうした中で、近年就業構造の変化等から就業者に占める被用者の割合(約84%)が高 まっていること(一般制度のシェアがますます高まっている)や、特別制度の被用者(公務 員や公共輸送、電気・ガス等の公益事業体などの職員・従業員)のほとんどは一般制度の被 用者と同じような就業実態にあるので「同じ権利を付与すべき、そのためには同じ給付機関 とすべき」との議論があることから、政府もこの方向で改革を進めていく方針を持っている とみられる。24

つまり、フランスでは、社会保険制度における「徴収」というよりも職域ごとに分立する 「制度」の統合という議論が中心となっている。もっともこの制度の「被用者部門の一元 化・統合」は特別制度の既得権益があり、実際には難しい問題となっている。

なお、商工業自営業者、手工業職人、自由職業者などの自営業者部門は、Ⅲの「一般制度 以外の社会保険料の徴収制度」で述べたとおり、RSIの創設による一元化が進んでいる。

2 職業紹介機関と UNEDIC の統合に伴う社会保険料及び失業保険料徴収一元化の動き 2007 年11月、職業紹介サービス機関 ANPEと失業保険機関 UNEDIC との統合法案が閣議決 定された。同法案の成立後は2012年までに両機関が統合され、これに伴い失業保険料の徴

収機能は URSSAF に移管される予定となっている。(同法案の国会提出は 2008 年1月)

フランスでは、我が国の公共職業安定所のように職業紹介サービスと失業給付サービスを 同じ機関が行う制度とはなっておらず、失業者が失業保険給付を受けるためには、まず ANPEで求職者登録をした後に、失業給付機関である ASSEDIC に出向く必要がある。ANPE と ASSEDICとは別の場所にあるためできるだけ早期に再就職をしたい失業者にとっては不便な ものとなっている。

こうした状況を改善するため、2006年5月5日にANPEと失業保険制度を運営するUNEDIC は諸手続きおよび窓口の一本化を図る協定を結び段階的にワンストップ化を図っていくこと としていたが、人員削減や希望しない人事異動等を懸念する労組側の反発が起きていた。こ のため、自らの大統領選において雇用失業問題の解決を公約に掲げたサルコジ大統領は、職

24 仏保健省のElizabeth Lion氏 (Conseillère technique auprès du Directeur) からのヒアリングに基づく。

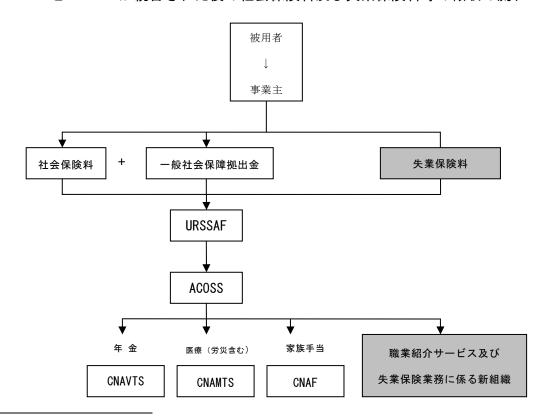
²³ 健康保険組合連合会「欧州の医療保険制度に関する国際比較研究」P107

業紹介サービスと失業給付サービスの融合が失業者の再就職支援に大きく資するものであると認識し、これを進めるため ANPE と ASSEDIC/UNEDIC との統合後との統合を図るための法案策定を現経済産業雇用大臣に指示するに至ったものである。

「統合」法案によれば、ANPE と UNEDIC との統合により「フランス雇用(France Emploi)」が創設され、これに伴い失業保険料の徴収業務がこれまでの ASSEDIC から URSSAF に移管される予定となっている 25 。なお、UNEDIC/ASSEDIC において現在徴収業務に携わる職員数 26 は、全体の約1万4,000人の一割の1,400人とみられるが、これら職員が統合後に ACOSS/URSSAF に配転されるとみられる。

失業保険料徴収業務が URSSAF に移管されることに対し、UNEDIC 側も企業にとって納付窓口が URSSAFにすべて一元化されることによる負担軽減とともに、保険料の不正(届出しないことによる保険料不払いなど)に対する強化が図られるとする意見がある。社会保険料に関する URSSAF の調査権限及び体制に比べ、UNEDIC には保険料検査官が配置されていないなど調査体制が不備²⁷であるため、こうした点が強化されるとみる。

図 6 ANPE と UNEDIC が統合された後の社会保険料及び失業保険料等の徴収の流れ



²⁵ 「フランス雇用」に移管されず UNEDIC に残る業務は、受給資格設定や失業保険料率の決定などが考えられているが、それら業務のための人員は現在約 100~200 人程度と想定されている。

²⁶ 参考までにそれぞれの職員数は、ANPE 約2万5,000人、ACOSS/URSSAF 約1万4,900人、UNEDIC/ASSEDIC 約1万4,000人。

²⁷ 不正に対しては、必要な場合弁護士を活用し司法手続きをとるなどの対応をしている。保険料支払いのための督促状送付などURSSAFで一般的に行われている対策も3年ほど前から実施されるようになったようにUNEDICの不正対策は十分ではない面がある。

他方、統合による懸念としては、以下のように失業保険制度の運営に関するものとなって いる。

- 一労使の主体性保持の問題:「フランス雇用」は政労使の三者構成の運営となるため、UNEDIC 側の最大の懸念は、これまで労使自治により運営されている失業保険制度に対し労使の主体性が今後いかに確保されるかである。具体的には、徴収した失業保険料の管理が十分できなくなるのではないか、年金財源など今後明らかに赤字になることが予想されている分野に失業保険料が流用されるのではないかなど、「フランス雇用」の財源がどのように措置されるかについてのUNEDICの関心は高い。
- ——<u>処遇面</u>: 事実上公務員待遇の ANPE 職員、同じ民間部門ではあるが賃金水準が異なる URSSAFと UNEDIC の職員をいかに処遇していくかが課題となる。特に UNEDIC 職員の賃金 水準は相対的に他の機関の賃金より高いため²⁸、配転後も従前の水準が確保されるかに ついて関心が高い。また、職種の転換に対する懸念も挙げられている。
- ——<u>データベース</u>:社会保険料において利用されているNIR(社会保障番号)は、失業保険には使用されていない。失業保険では独自の被保険者ID番号が使用されているため、これらデータ処理の統合の問題が残ることとなる。
- ——<u>企業情報の管理機能</u>: UNEDIC/ASSEDIC から失業保険料徴収機能がなくなることにより、それまでの徴収業務を行うことで企業から得られた新規採用をはじめとした各種の情報が、URSSAF に移管後も職業紹介・失業給付機関である「フランス雇用」においても有機的に活用されるようになるかどうかの懸念がある。

<参考文献>

石田三成(2006) 財務省総合研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況 欧州 3カ国編(3分冊の2)第7章 フランスにおける国と地方の役割分担」財務省財務総合 研究所

伊奈川秀和(2000)「フランスに学ぶ社会保障改革」中央法規出版

健康保険組合連合会(2006)「欧州の医療保険制度に関する国際比較研究」健康保険組合連合会

藤井良治・塩野谷祐一編 (1999)「先進諸国の社会保障 6 - フランス」東京大学出版会 JILPT (2002)「フランスの社会保障制度の概要 - 年金制度及び年金改革の動向を中心に一」 JILPT (2003)「フランスの失業保険制度と職業訓練政策-Welfare to Work の観点から-」 安田純子 (2007)「海外の保険料徴収・年金記録 1~21」『週刊社会保障 No. 2440~2461 [2007. 7. 16~2007. 12. 17]』

²⁸ UNEDIC 担当者の話では、UNEDICの賃金が(職種等により違いはあるが)URSSAFやANPEより15~50%高い水準にあるとのこと。

<参考 Web サイト>

- ・仏社会問題雇用連帯省: http://www.travail-solidarite.gouv.fr/
- URSSAF: http://www.urssaf.fr/
- UNEDIC/ASSEDIC: http://www.assedic.fr/assedic/assedic.portal
- RSI: http://www.le-RSI.fr/index.php